

第3次函館市一般廃棄物処理基本計画の概要

[根拠法令]
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。
 2～4 (略)

基本計画の目的等

1 策定の目的
 廃棄物の処理に関しては、大量生産、大量消費および大量廃棄型の従来の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直す必要があり、本市においても、前計画において、ごみの減量、リサイクルおよび適正処理の推進に努めてきたが、今後も引き続き、実態に即し、一般廃棄物の排出抑制や減量化・再資源化および適正処理を計画的に推進していくために、方針および方向性を明確にする。

2 計画期間
 平成27年度～令和6年度

3 計画処理区域
 本市の全行政区域 (677.95 km²)

4 目標年次 (令和6年度) の推計人口
 247,051人

5 現計画 (第2次計画) からの主な変更点
 (1) ごみ処理基本計画
 ア ごみ排出量の推計手法
 イ 基本方針の設定数
 7項目から4項目へ
 ウ ごみの組成分析結果の記載
 エ ごみ処理に伴う温室効果ガス、エネルギー回収量の実績の整理等
 (2) 生活排水処理基本計画
 ア 合併処理浄化槽の新設数
 105基/年から50基/年へ

ごみ処理基本計画

現 状		
項目	単位	平成25年実績
総排出量	t	116,248
家庭系ごみ	t	64,289
集団資源回収	t	8,775
事業系ごみ	t	43,184
原単位	g/人日	1,158
うち家庭系原単位	g/人日	728
リサイクル率	%	15.4
最終処分量	t	18,971

課 題	
1	ごみ減量化・再使用の推進 本市の1人1日当たりのごみ総排出量は、全国平均値、全道平均値より高い。
2	ごみの再資源化の推進 本市のリサイクル率は、全国平均値、全道平均値より低い。
3	新たなごみ処理施設の整備 新たな清掃工場の整備を基本としながら、最終処分場のあり方も含め、計画的に事業を進めていく必要がある。

基本方針

1 ごみを出さないライフスタイルの推進
 環境啓発、環境教育の一層の推進により、市民・事業者のごみや環境に対する理解と関心を深め、できる限りごみを出さないライフスタイルの定着を目指します。

2 ごみの減量化と再使用に向けた取り組みの推進
 大量生産・大量消費の生活スタイルから脱却し、循環型社会の形成に向けて、ごみの減量化、不要になったものの再使用に向けた取り組みを推進します。

3 効果的なリサイクルの実施による更なる循環型社会の確立
 ごみの減量化、不要になったものの再使用の取り組みを行った後に排出されるごみは、費用対効果を十分に考慮しながら徹底したリサイクル (再資源化) により、資源の循環を図ります。

4 適正なごみ処理の確保と環境負荷の小さいごみ処理体制の構築
 安全で安心なごみ処理体制を確保するとともに、ごみ処理に伴う環境負荷の軽減や効率的な処理・処分を目指します。

(単位: t)

項目	令和元年度 (中間目標)	令和6年度 (目標)
総排出量	106,666 (△8.2%)	98,549 (△15.2%)
家庭系ごみ	57,304 (△10.9%)	52,141 (△18.9%)
集団資源回収	8,935 (1.8%)	9,085 (3.5%)
事業系ごみ	40,427 (△6.4%)	37,323 (△13.6%)
原単位 (g/人日)	1,124 (△2.9%)	1,093 (△5.6%)
うち家庭系原単位	698 (△4.1%)	679 (△6.7%)
リサイクル率 (%)	17.7 (2.3%)	20.0 (4.6%)
最終処分量	16,671 (△12.1%)	14,966 (△21.1%)

※ 原単位: 1人1日当たりのごみの排出量
 ※ 最終処分量については、直接埋立によるもののほか、焼却施設から発生する焼却残さおよびその他の中間処理施設から発生する処理残さの埋立量を加えた。

生活排水処理基本計画

現 状	
項目	平成25年度
生活排水処理率 (%)	85.6
計画処理区域内人口 (行政区域内人口)	275.1
(1) 水洗化・生活雑排水処理人口	235.4
① 公共下水道	232.1
② 合併処理浄化槽	3.3
(2) 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	3.0
(3) 非水洗化人口	36.7

基本方針および主な施策

○ 下水道事業計画区域内では公共下水道により、それ以外の区域においては合併処理浄化槽により処理することを基本とする。

※ 合併処理浄化槽の普及対策
 ・ 設置費用の補助および融資制度を継続
 ・ 市民周知・啓発活動

(単位: 千人)

項目	令和元年度 (中間目標)	令和6年度 (目標)
生活排水処理率 (%)	87.3	88.6
計画処理区域内人口 (行政区域内人口)	259.4	247.1
(1) 水洗化・生活雑排水処理人口	226.6	218.9
① 公共下水道	222.8	214.6
② 合併処理浄化槽	3.8	4.3
(2) 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	2.9	2.8
(3) 非水洗化人口	29.9	25.4